

2J-80

特17
436

明治廿二年三月十五日發兌



第一輯



論 說

○國教の國家にならざるべからざるも

○國教の國体の反響あり

目 録

○敬神

村田清昌

○報恩の説

久保真隣

演 説

○奉教自由の眞意 宮地巖夫

○倭魂ハ時ニ觸テ顯ル

塚田菅彦

雜 録

○要語類苑

●本誌の要語類苑の種と廣告致し置候處今般を「としへ」と改題す

○神魂演義

文 苑

○教の意を詠める歌 故權田直助

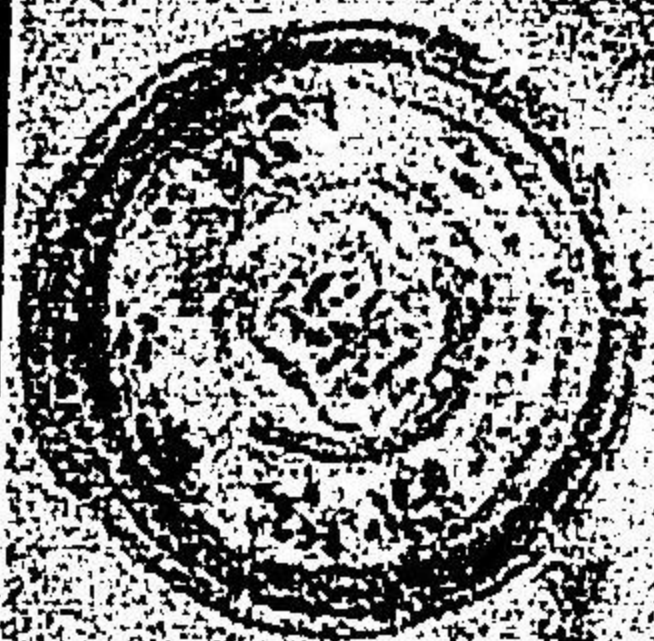
○本誌の神道教義學術に關る論說說教演説講話詩歌文章等を採録す請ふ諸彦名論説を續々投寄あらんことを

としへ第一

論 說

○國教の國家にならざるべからざるもの

國家あれば必ず其國の教なかるべからず、敢て其教の如何を問はずと雖ども其國必要の教あるべきは當然の理なり、假令ば一人の如し既ち生長して社會の一分子たらんとする所の必しも相應の智識練訓なかるべからず、若し之なき時は社會の用を爲すこと能はざるべし、國教の國家に於けるも同じ道理ありて既ち國家を爲せる以上は如何なる形と精神たるを問はず、其内に教の必要を感じ識らざるの



間に國教を爲すに至るべし、之を各國古今の歴史に徴せよ、必ず其國に一種の教ありて君主之を奉信し人民亦之を奉信し上下之を奉信して遂に政治法律の源とある者ありあらず、支那の儒教の如き英國の新教と保守主義の如き佛國の舊教と共和主義との如き獨乙の新教と尊王主義との如き魯國の羅馬教と君權天授主義との如き米國の自由宗教と平民主義との如き即ち是あり、國教と謂へば世人或は思はん、是必ず宗教的の教ありと、實に國教と云ふ語と宗教と云ふ語との從來密着したりし者なりき、否な全く同物なりき、然るに余輩の此れ曰ふ所の唯

宗教も局限せる狹隘なる者にあらず、苟くも其國一般の必要者として教ふる者は國教ありと謂ふ者あり、仮令ば米國の自由主義の如し、社會万般の事物にモ一として自由共和の精神を養成するの目的を達せんが爲めの方便と用ゐざるとはあらずるなり、是米國の國教なり、英國の又一種歴史的の君主代議政体を保たんと欲して社會の事物思想皆之も趣けり、是亦一種の國教なり、佛國の如きも唯今の共和政体を持続せんとすの意ありて社會の万物皆此所に向ひて其焼点を集めたり、是亦一種の國教あり、普漏西亞の帝室強固主義、日耳曼の聯邦主義、魯國の君主獨裁主義は皆其國の國

四
教を爲せり、國教を決して宗教のみならず、反りて宗教は國教を助成するの道具として用ゐらるゝの傾あり、魯國の羅馬舊教の如きハ宗教が反りて國教を助くる者ならずや、其他歐洲各國何れも國教を有せざるなく其名義ハ何れも耶蘇舊教或は新教の一派にして宗教ありと雖も既ハ國教たる以上ハ單に宗教の一派あるらずして其國の宗教と成れり、其國の宗教とい自ら其國風國体習慣政治等ニ關係して離る可らざる者を云ふ、假令は佛國と魯國とは何れも舊教を以て其國教と爲すと雖も其實際に至りては兩國の舊教の互ハ大ニ異りたる者なるが如し、國に特別ハ國教な

るべからざるは人ハ特別の教育をかるべからざるが如し、人ハ貴賤貧富智愚強弱遺傳等ありて各ろれ々々の適否得失あり、此適否得失ハ依りて相當の教育を施さざるべからず、國家も亦然り、國家には先天後天種々の原因經歷ありて現今の發達を爲せる者あるが故ハ且つ其發達の原因及び經歷各國同しからず各特別の發達を爲したる者あるが故に其教も亦特別ならざるべからず、特別ならざる教ならんハ是國教あり、あらざるなり、天下普通のものあり

○國教は國体の反響なり

六
國家各特別ある國教を要するの實は國家の必要に出でたり、然らば則ち何と以て國教の標準と爲べきか、國教は隨意に之を定むることを得べきか、英國は保守の精神と新教とを以て國教とせり、直に之を迂して吾國の國教と爲すべきか、佛國は共和主義と舊教とを以て其國教とせり、直に之を吾國に迂し得べきか、魯國の君權神授主義と羅馬舊教とは決して其他の國に迂し得べきにあらず、若し之を迂して其利を占め得る者ならんは偶然の者あり、國教の決して偶然の者にあらずるなり
凡る國あれば必ず其歴史あり建國の体あり、建國の体と歴

史との其國体を作る者にして國体は其國の實利の存する所あり、吾國の幸福は其國体を保進するに在る者あれば吾國內の事業の細大尽く國体を以て其標準と爲さざるべからず、國体の事の本論の目的とする所にあらずるが故に此に之を述べざれども讀者幸に記憶せよ、人により各其遺傳性質と教育の訓練と又其家族の位置とに依りて職業も適否する所あることを、國家も亦同じことありて其國土に依りて其建國の始めに依りて歴史上の經歷もよりて是即此國の幸福なりと云ふ者と生ぜざる事あり
斯く國の國の成立あるものなれば其成立に依りて教を

施さざるべからず、若しそれ米國の國體に於て君主を義の教を施さるか決して其國を保つゝと能はざるべし、若し又魯國に於て米國の共和主義を施さば忽ち魯國の滅亡せざるを得ざるあり、而して國體即ち國の成立を國家幸福の源にして又獨立の源なれば苟くも其國家内の事は毫も之を背くことなからんことを期せざるべからず、唯之に背かざるのそあらす之に適合する者あらざるべからず、人心の如きの主として始めより此思想を養成せざるべからざるなり、我國に於ては尊王愛國を以て臣民の心得と爲すべき國體あれば此思想を養成するを以て國教と爲さざるべから

ず、若し此國教を忽するか如きことあれば忽ち國體を害せん、一たび國體を害するが如きことあれば此國家を保持するもと能はざるべし、我輩好みて斯の如きことを謂ふはあらずと雖も今の世に於ては此大體は道理が明なりと云ふの保証を爲すことを得ざるが故に又口には之を爲す者ありも其精神の甲斐なき所より其行を見れば非難すべき者多からざるが故に黙するもと能はざるなり

説教

○敬神

村田清昌

目に見ぬものとい言ひ明暮の月日予もとの神のひかり

を
此歌の雪玉集ふ載れる逍遙院内大臣實隆公の詠て、凡世の
人誰も神を敬はぬ者はあいが、或の難澁ありて斯様お苦
勞するを神の救ひ下さらぬの、神の無かなを疑ひ、或の常の
人の如く世に出で、物いひたまはぬ故、所ても御聞なさるう
かどうだか抔惑ひて、遂ふ不敬神ある人のあいで、もふぬ
が、此は神徳を知らぬより始る事で、神徳を毎日蒙りたる事
で、今申した歌の「目お見ぬもの」とい言じとある如く、誰
の目にも神徳の見ぬをる事で、先づ毎朝東方よりしらみ、世
界萬國明らかになりて、人をはじめ、萬物其照し暖め下さるお

よりて、絶えず生れ續の、誰も高く見あげて知れる日の光の
御恩で、この日輪即ち天照大御神の坐す處で、又月の影の
夜と照らし、人をはじめ萬物も其御恵を蒙ると月讀尊の御
神徳御恩で、日も月も世の中は移り變れども、御光の變ら
せらるゝ事あきは、其を主宰し給ふ神様の坐せはて、此お
依ても神の目おみゆる事を知らるゝがよるしい、さて人の
もどよりおて萬物共よ、其根元は皆神であれば、我身を省て
も、正しく神の御徳お依りて世おある事を知らるゝで、世
の中は何およらず、神の守て、人の目おは見ぬねど、神よりの
明らかお御覽して善惡の行の能くしろしめす事で、ふれば、

歩行する時は神の御前を出る心もち、坐する時の神の御前に侍ふ心おなりて、何事も偽飾を爲ぬものしや、或田舎にて心得の悪化者が、人の作つた畑の芋を盗み取らうとして、幼子をつれて其畑に行き、芋を盗む人の来るを氣遣ひ、其子に、人來らば知らせよと言聞せしに、子の道ばたお立て、四方を見張て有りしが、父を呼ぶ故驚いて人が來たかと問ふ、子は空を指してわれ彼處に御月様が見てゐると言ふを聞て、其父悔悟して、盗と止たといふ談かあります、實に人が見ぬとて、油斷ならず何處にも神様の坐て御覽あれば、慎むべき事でも、されば古人も君子は明暗を以て行を貳つゝ

べからずと申しましたが、げに最でもります、或人の不幸おして賊の爲お切害されじに、其賊の何者とも不知しお、一日薬店へ一人の男來ていふおは、手お怪我をしたれば薬を貰ひたし、此疵の竹おて切たるにて、決して又物にあらずと、又物の事を丁寧お何度も斷りしお依て、薬店にて甚怪敷思ひ、其筋へ密お告て指縛おなりたるに、彼人を切害したる賊おて、其時巳と指を切りたるあるが、此神のまをかはして入せらるゝ故でも、楮神様の人を御守護おらせらるゝこと、親の子を養育する如くて、子は誰しも可愛者おれと、子が一人前おありて何もせず、ぶらぶらして、親の金銀家財を浪費し

果の親類中も承知せず、遂に懲役を願ひ出でこらするどおありても、親の身に矢張り心配苦勞して居ると同じ事で、神が人の入る道を行へどて、不自由なく万物を、人の爲に造り置下さるゝと、人たる道の行はずして、むだに万物を遣ふを懲さんどて、禍ひ難義を下し給ふも、心を改めさせんどの事で、御惠の深きよりて、天地の間に生とし生る物、盡く神の御心お隨ひて、夫々神の掟なきてなされし道を守らるゝ、若し人として不善をすれば、万物が皆背く故、差問のみ多くあるで、善事をさせば、人の言ふ迄もあく、万物も皆善事お感して助くるで、雪中の筈、氷の上の鯉など皆夫で、昔堀美作守親

常の家來お長瀬某といふ士があらましが、孝心厚き人で、老母に至てよく仕る故、其妻も亦同じく孝心あつく、初め妻を娶るとき、孝心厚きものを娶りたしと神様に願ひし程故、其如く孝心厚き妻を迎へたと申す事で、偕長瀬の隣家にて井戸を堀たお、水濁てくさく、飲水おあらず、依て遠方より汲せ、又お買て水を遣給故に、長瀬は吾居宅の前に、深さ七八尺の井戸を堀て、酒樽二つ伏せしお、水涌て至て清く、近所の者皆々此水を汲用ひたるよし、其後長瀬度々住居の替る所々にて、井と堀に、何れも清水涌出たりといふの、全く孝行の神様の御心お叶ひ、水も亦感して清く涌出たので、孝行をす

れは親の前は居らぬ時も、其事は姿に付て居るで、仮令ば
 人が日なたを行は必影がある其影の如く善をさすは善の
 影があり、悪をさせば悪の影が有り、此故に隠しても忽ち人
 に知られるで、善悪共此現世ばかりでなく、死後も其行
 によりて神の御賞罰御處分があるじや、夫らの事の皇國の
 傳計りであく、支那の古書にも悪を昭々の中は爲す者は、人
 得て之を誅す、悪を冥々の中に爲す者の、鬼得て之を誅すと
 見えて、世界万国何國も神の御守あるの同玄事であ、其證は
 武藏國某の村に藤右衛門と云ふ者が在りましたが、或村の者
 と同道して旅をした途中で、其連の者と殺し金を奪ひ、死骸

を溝の中へ棄て、知らぬ顔して通り、其奪ひし金にて商法を
 始めた處が如何なる事か、段々と繁榮し、十年程過たに、誰も
 其悪事を知りませんが、或時村中の者が、信州淺間山に參詣
 せんと思ひ立て、藤右衛門も共に登山した處が、此山の富士
 と肩を並ると世にいふ高山で、殊に天明癸卯の年、燃火をた
 後の、満山皆焦砂にて草木なく、大なる焼石累々として横た
 り、火の燃出た處は、山の絶頂にて、十餘町計の大なる穴とい
 ふ事であ、其深さは幾千丈あるか知れず、今に炎々と火を燃
 ば雷聲は轟く如く、黒烟天を覆ひ、數十里は外より見えて、半
 腹以上は岩石は間より烟を吹き出し、恐ろしき事富士山は

類てとない、皆藤右衛門と人々と先達を頼み山お登るに、此日は快晴ふて、空に一點の雲もなく、勇て山の半腹迄登りしお、俄ふ一天搔曇り黒雲覆ひ、暴風砂を飛ばし路の側、此處彼處より火燃出で其ありさまの凄敷恐ろしと言む方あり、先達云、如此有様にてい登山の出来難し、暫時休息せんと、一同休み居たるが、皆々恐れて、躊躇ふるへ居る時、空中お怪き聲高く、藤右衛門かぶり取と云ぬ、かふりとも登山の者白布にて頭を包ま物あり、藤右衛門大お恐れ、面色土の如くにありて先達へ抱付たり、黒雲ますます覆下り、咫尺を辨せずして、皆生れた心地おく倒れ臥さ處が少頃ありて、雲歛り天晴れ皆

々左右を顧るに、藤右王門が一人見ぬ故、驚き尋ねた處が、四五町さきの岩の角に、引裂て死骸が掛てゐたといふ事でも、此の藤右王門の罪を、人の知らぬに依て、神様にかやうに御罰しなさるゝでも、今でも木曾の御嶽山などおても、人のさらさるゝことが毎々あると申しますが、お神様の御目の畏きものおて、たとへ人目の遁れても、神の死し給はざる事て、恐れかしこむべき事や如此神罰の著しきを聞ても亦御守護も如此なるの疑おいで、何おつけかおつけ、朝夕神様の御恩徳を辱なく思ひ、御禮申上、其身其家の安全を祈り、いさゝかも神の御徳と疑ひ奉らぬ事でも、

○報恩の説

久保 惠 鄰

思ひけん人をそ共お思たまし、まさしや報いあかりんや
 の
 是の古今集お見にて、清原深養父の歌で、吾を思ふ人をば、
 吾も亦其人を思ふべき事で、正ましく報といふものは有もの
 故、さやうお致せば、吾も人に思ひるゝものじやとの事で、
 實お其通りで吾に恩を與へたる人をば必ず其恩を忘れぬ
 やうにせねばあらず、又人にも恩をばかけて置べき事で、
 然るに恩をうけても、報ゆる事を知らぬは、鳥獸にも劣ると
 いふもので、鳥獸でも日頃可愛がつて居る人をば、忘れぬも

ので、然ればたどひ其報はないにもせよ、忘れてのあらぬ
 事の、申す迄もあけれども急と其報あるの相違あい事で
 一、昔後醍醐天皇の延元々年五月に足利 尊氏兄弟大軍に
 て、西國より都へ攻上りたるに依て、官軍を遣ひして防がれ
 しに、賊の勢強くして、彼の誰も知たる通り、楠正成朝臣の湊
 川お討死され、此時新田義貞朝臣の攝州和田の岬お陣取
 して居れたるが尊氏兄弟一手に義貞朝臣を攻たる故お、義
 貞は二万餘の兵を率て、これと戦はれたれども、もとより衆
 寡敵しがたく、義貞遂お打負給ひ馬の矢お射られて倒れた
 れば、只一人女塚の上お立て左右の手お太刀を取り、雨お

られど飛び来る矢と切はらひて、甚だ危く見わたる所へ、小
 山田太郎高家いづさむ走來り、已か馬を義貞朝臣を乗せ
 遁しやり、已れの義貞に代て戦ひ、遂に其所にて討死いたし
 たで、然るに此小山田太郎の、其以前義貞朝臣の西國にて
 合戦ありし時百姓の妨どならざるやう、高札を建て、嚴重に
 亂暴を戒しめられたる所か、小山田の兵士か、潜かに出で青
 麥を刈たで、此に依て軍目付か、見付て、高家を罪せむとい
 たしたるを、義貞朝臣の、人を遣ひして高家か陳所を見せら
 ねたるを、武具のみありて、兵糧とでは無りし故に、軍士の兵
 糧乏じきの大将の罪あるに、況て高家の忠義武勇、罪するに

忍びずとて、彼の麥を取られたる百姓への、物を與へ、高家に
 の兵糧をわたへられたとの事で、高家此事を甚だありが
 たく感佩したるか故に、義貞朝臣の急場か身代と成たので
 へ、何事もかやうの物で、格別か恩を施してあげば、又うれだ
 けの報いのある筈の事で、既に徳川家康公は、吾等幼き時
 より學文かとせし事もあし、一生文育にて年老たれど、古語
 か、仇をば恩を以て報ずるといふ事か、常に忘れず受用する
 すと仰られたと申す事で、仇をさへ恩を以て報ずる譯あら、
 まして恩と恩で報ずるは至當の事で、されの右申たる通
 り人の恩を忘れぬやう、又人よの恩をかけるやうにと心が

くる事、尤人の本分と申すものでム、

演説

○奉教自由ノ眞意

宮地 嚴夫

奉教自由ト云フハ昔ハ云ハナカツタ辞テムルガ近來歐羅巴各國ニ於テ盛ニ奉教自由ト云フイテ言ヒ出シテ只其論說ガ世ニ行ハレテ來タノミナラズ政治ノ上ニモ及ボシテ國ニ依テハ政教分離ト云ヒテ政權ト教權トチ分ツ様ニナリマシタ所謂奉教自由トハ其處ヲムル私人論ズルトコロハ奉教自由ノ眞意デ有カラ今日歐羅巴各國ニテ唯奉教自由ト云フソトハ少シツ違ヒガアル何故ナレハ歐羅巴ニ於

テ唱フル處ハ今日ノ現況チ指シテ言フモノデ半ハ眞誠ノ自由チ得テ居ル者モアレヒ半ハ得ナイ者モ有ルデムル私ノ論ス處ハ其眞意チ論スルニテ奉教自由ノ因チ起ル原因ヨリ進ンデ今日ニ至リタル現況又其結果ガ如何ナルトコロニ行カト云フコトチ本話シ申スデムル
一体奉教自由ト云フ字面ニ付テ言ヘハ何ノ譯モナク各自ガ歸依スル所ノ宗教チ勝手次第ニ信シテ宜イト云フマテノ「ニテ」プロテスタント「ガ宜ト思ヘバ」プロテスタント「チ奉シ」カトリック「ガ宜イト思ヘバ」カトリック「チ奉シ」又佛教ナラハ佛教回教ナラハ回教ト云如ク各其信ズル心ニ任セ

テ奉スルガ即チ奉教自由ヲ有マズレトソレハ前ニモ述
 ル通り當時ノ現況ニテ眞意ト云フニハ足マセシ抑此眞意
 ハ人類ガ世ニ生出セシ始メヨリ天賦ノ性ニ自然ニ具ハリ
 テ有モクナレドモ未ダ人知ノ發達セヌ野蠻時代ニハ之ヲ
 開暢スルノ道ヲ知ラス弱肉強食ナド、云フ状態ニテ強キ
 ハ弱キヲ制シテ分外ノ自由ヲ恣ニシ弱キハ強キニ制セラ
 レテ我分内ノ自由ヲモ得ルヲ能ハズイツモ屈從シテノミ
 居モテスガ少シク世ノ人知ノ進歩スルニ從ヒ皆其天賦
 ノ本分ヲ全ラセシコトヲ求ルヨリ自然ニ此論ハ起リ來ル
 モラズ既ニ近來此奉教ノイノミナラズ自由ノ論モ最モ盛

ニ成リ來レルハ全ク其發表シテ爰ニ至レルモノデアリマ
 ス
 扱其野蠻ト云ヒ文明ト云フハ何ヲ以テ之ヲ分ツカト云ニ
 要スルニ野蠻時代トハ世界ノ人知最モ不平均ノ極ナル時
 ノ稱ニシテ譬ヘハ世界ノ人ヲ百分ニ分チ其一分ハ人智大
 ニ勝レ九十九分ハ大ニ劣リテアルモ其勝レタル一分ニテ
 劣リタル九十九分ヲ壓制シテ居ト云フ様ナ野蠻時代ト云
 ヒ又人智稍進ミテ世界ノ人ヲ十分ニ分チ其二三分ハ大ニ
 勝レ猶七八分ハ劣リテ有テ勝レタル二三分ニテ劣リタル
 七八分ヲ壓制シテアルト云様ナ時ヲ未開化時代トイヒ又

進デ十中五分通り進ミタル時ヲ半開時代トイヒ又進ミ進
 ミテ十中一分ノ劣リタルモノナキニ至リ人智平均ノ極ニ
 達シタル時代ヲ文明ノ世トハ云フナルベシ
 然ルニ方今ハ何ナル時代カト云ニ是迄屢申シ述タル通り
 野蠻未開ノ時代ハ漸々ニ過去リ來リテ殆ンヤ半開ノ初度
 ニナリナシトスル時ニテ自由ノ說平權ノ論ナドモ起リタ
 ルモノデ有マシヨフガ私ノ見ル處ハ世俗ノ所謂自由ノ論
 平權ノ說ナドハ大ニ見解ヲ異ニ致シマス其ハナゼト云
 フニ如何ニ文明ノ極ニ達シタレバトテ——ト云マデニ
 至ルコトハ決シテ無クニテ(若シ有タラバ文明ノ世ヲ過テ後

ノ未開半開ノ世ニ至リタル時ナルベシ)扱文明ノ世ノ始ハ
 先ツ教法ガ一ニ歸シ其ヨリ進ンテ政治モ一政治トナリ爰
 ニ至リテ上一君主ヨリ下億兆ノ末々ニ至ル迄各自其處ヲ
 得ザルモノナク其本分ニ安ンゼザルモノナク又爭鬭ノ聲
 ナ聞カズ又兇器ヲ用ルコトナク所謂真正ナル文明世ニ達ス
 ルニ相違アリマスマイシテ今日ハ其半開ノ初度ニアルト
 見ル時ハ又爰ニ止マルコトナク是ヨリ漸々進ンテ必ズ其眞
 域ニ達スルコトデアリマシヨウ
 扱方今ヲ半開ノ初度ニアリト見ル時ハ唯目下ノ事ノミ論
 シテハ決シテ了解ハ出來マセンコト過去現在未來ト三

段ニ分チテ辨スルノ便ヨキニ如シハ有マセン因テ先ツ過
去ニ遡リテ其奉教自由ノ真意ノ由テ來リシ所以ヨリ説起
シマセウ 以下次輯

○倭魂時ニ觸テ顯ル

塚田 菅彦

本題ヲ演ルニ先ツテ一言スル事ガ有マス凡ソ此世ハ中ノ
人ニオキマシテハ彼喜怒哀樂愛惡欲ノ七情ノ爲ニハ必大
心ノ動クモノデ喜ブベキハ喜ビ怒ルベキハ怒リ悲ムベキ
ハ悲ニ樂ムベキハ樂ムト云ハ必ズ人心ノ然ルベキ所デ有
マス故ニ古大ノ歌ニ「動くさる人の真心動かすといふては
こらふ人の岩木か」下アリマスガ則チ此通テ彼月花ヲ見テ

イカコモ樂シイ美人ヲ見テ誠ニ麗ゾイト思フモ皆心ノ動
クテ有マシヤウ然ルヲ美シキヲ見テモ美シイト思ハズ樂
シキトニ逢テモ樂シマヌト云ハ丁度岩木ノ如シテ是人
情ヲ備ヘタ者デナイ前ニ云歌ハ如此事ヲ詠メ歌デ有マス
實ニ此通り彼孟子ニ今人乍見孺子將入井皆有怵惕惻隱之
心トアル如ク今ヤ子供ガ井戸ヘ這入ントスル其傍ニ人ガ
在ッタテ其人ハ必ズ子供ヲ助ケル心ガ起ツテ實ニ子供ハ
危険ナ所デアルヲ知ラズニ這入ントスル誠ニ惻然チ者デ
アルト云テ忽チ怵惕惻隱ノ心ヲ起スガ人情デ有マス諸君
ヨ彼ノルマントシ事件ノ時ハ如何デ有マシタララ世中ノ

人ハ何レモノルマントンノト頻リニ申シ新聞ニモノル
 マントン演説ニモノルマントン落語講釋ノ席デモノルマ
 ントン往來ニ立ツテ居ル車夫迄モノルマントンノ話都會
 デモ田舎デモ貴賤老少ノ別ナク一般ニノルマントンノ
 トイヒ嘶^{ハヤシ}タノハ何デ有マシヤウ即チ喜怒哀樂愛惡欲ノ七
 情ノ内ガ動クノデ有マシヤウ如此人情ノ動クハ何ダト云
 ニ即チ無殘ニモ我同胞廿五名ガ紀州沖ニ於テ海底ノ藻屑
 ト成ツテ而シテ船長ドレ^{ドレ}キ初メ歐羅巴人ハ悉ク助カツ
 タト云ニ付一ハドレ^{ドレ}キノ殘忍無情ヲ憤ルト又一ハ同胞
 廿五名無殘ノ死ヲ憐^{アハレ}ムヨリ外ハ有マスマイ所謂七情ノ内

怒ル情ト哀ム情ノニガ動クノデ有マシヤウ茲ニ於テ演題
 ニ掲マシタ倭魂時ニ觸テ顯ルト云事ガ必要ニ成テマ井ル
 ノデ有マス此倭魂ト云事ハ何頃ヨリ初ツタ事デアアルカ又
 ドウ云事デアアルカト云ニ古來云ヒ來リタル事ハ勿論デ有
 マスガ其物ニ見エタルハ何ニ見エタガトイフニ世ニ管家
 遺誠トイヘル書ガ有マスガ其中ニ凡國學所要雖^レ無論涉^レ古
 今窮^レ天人其自^レ非^レ和魂漢才不能^レ闕^レ其間奧矣トアツテ之ガ倭
 魂ト云事ノモノニ見エタル初デ有マス即チ日本ニハ魂ヲ
 稱シ漢土ニハ才ヲ稱シタルノデ是ヨリ大鏡ニモ倭魂ゆゑ
 しくおのしませすナドアリ其他源氏物語愚管抄等古キ書ニ

ハ倭魂倭心ト云事が見エテ居マシテ何レモ忠君愛國ノ爲
 メ敢往不屈ノ氣象アリテ所謂大義名分ヲ能ク守ルハ即チ
 倭魂ノ爲ス所デ有マス全体我日本ハ諸君ノ知ル如ク萬世
 一系ノ帝王ヲ奉ズル國体ナルヲ以テ能ク此倭魂ヲ据置テ
 パ成マセヌ彼萬葉ニモ山往カ婆草むす尸^{かばね}海往カ婆永漬^{みづく}カ
 婆稱大君カ邊おゐる死かめのとあひあらしトイヒ又君ガ
 爲火ニモ入り水ニモ入ント云如ク厭ハヌノミナラズ却テ
 之ヲ潔シトスルノハ即チ倭魂ノ顯ル、所デ有マス彼豐太
 閔朝鮮征伐ノ時漢土若シ手ニ入ラハ畏クモ天皇陛下ニ行
 幸ヲ勸メ奉リ已モ附隨ヒ關白ノ職其儘仕奉リ飽迄忠誠ヲ

盡シダシト云レシガ是即君臣ノ大義テ有マシヤウ當時豐
 大閔ノ器量デ吾國ニコソ憚アレ漢土手ニ入ツタ時ニ於テ
 國王トナルノハ何デモナキ事ナガラ豐太閔ニ於テハ決シ
 テ左様ナ事ハナク必ズ天皇ニ行幸ヲ勸メ奉リ自分ハ關白
 デ飽迄忠誠ヲ盡スト云ハ倭魂ノ顯ル、處デアリマス若シ
 彼王莽曹操ノ輩ナラ何如デ有マシヤウ茲ニ至テハ實ニ禹
 湯文武モ豐公ノ忠誠ニハ恥ルデ有マシヤウ是所謂倭魂ノ
 然ラシムル所デ有マス (以下次輯)

雜 錄

○要語類苑

道を講じ教を説くは要用なる和漢洋の語を諸書より抜
萃してふれを要語類苑と名け毎輯採録す

皇國

○御祖の云らく我御世の事能ころ神習へ青人草習へや其
物を償ひぬ云々古事記 ○神魂命の御子八尋矛長依日子命の
詔く吾心平明て債いかほからずと詔ひし地を生馬いこまと云ふ出雲風土記
○火折命川鴈の畏おそひ嬰りて苦むを見ろかひして甚憐と思
して解て放ち遣り給き神代紀 ○天照大御神の詔く天下四方
の人民の皆我御寶なり (不完)

漢土

○慈母多_三敗子韓非子 ○身体髮膚受_二之父母_一不_二敢毀傷_一孝之始也
經孝 ○立身行道揚_二名於後世_一以顯_二父母_一孝之終也上全 ○五刑之属
三千罪莫_レ大_レ于_二不孝_一上全 ○惟孝友_レ于_二兄弟_一克施_レ于_レ有_レ政論語 ○愛_レ人
則人愛_レ之惡_レ人則人惡_レ之孔子家語 ○善事_二父母_一曰_レ孝爾雅 ○子貢問曰
有_レ一言而可_レ以終_レ身行_レ之者乎子曰其恕乎己所_レ不欲勿_レ施_レ於_レ人
語論 (不完)

西洋

○仁愛あきの勢力の邦國の表運を促かし德行あきの智識
は邦國の禍基を崇くす爾斯邁 ○徳善の勢力は身体の勢力ハ

十倍す倫拿破破 ○一斤の善行ハ十斤の學問ハ勝る西 ○一年善
からざれば七年の憂を招く上全 ○後悔せざるものは樂を知
ら上同 (不完)

○神魂演義

此演義ハ宣敎使を置かれし時の定説ある神魂大旨の義
を演たるを今爰に採録す

神人萬物の靈魂悉く 産靈神の賦りたまへる事

神人萬物すべて其靈魂みたまを具へざるものはならず、然るハ其
靈堂いふものハ其物の中ハ偶りて、目ハ見ぬものから、其

妙用はたらきの顯るハ、およりて、慥ハ靈を物の中ハありて、其ものを
宰れるものと知らる、譬へバ草木の類も外より打見てハ、何
の活機もなきものか、奇しく美しき茶の匂ひ出るハ、
其草木の性あるハとを知るが如し、然るに此靈といふ者を
賦り與へ給ふ神ませり、その神を 高皇産靈神、神皇産靈神
と申し奉る、此二柱の大神ハ天地をも鑄造つくりり給ひたる、甚いとも
く大き御神徳まします大神ハて天地の間に生なりて成り出
るもの此大神の御靈ハあらざるハ、人たるもの、已が魂
ハいづれより給はりたるものあることを知らずバあるべ
からず、然るを世の人已が身體を受けたる父母の恩をばよ

く知れるものあがら、其身体の主宰たる魂を受けたる 産
靈大神の大恩を知らざるの愚なることならずや、然れば先
之を知る者、人の道を知るはじめといふべきものなる、

(未完)

文苑

○教の意を詠める歌

故 權 田 直 助

人皆の物おまさらるといひしへゆ言し繼れど、人皆は物よや
劣る、物皆の人おやまさらる、鳥はしも高くしかけり、獸は疾し
も走る、走ばし人は及ず、翔はし人の能はず、食ふとては手力
盡し、着るとては思をふらし、人皆の世をし渡るを、鳥獸は然

にのわらすて、冬されと厚き毛衣、夏來れと穿すき羽衣、餓ぬ
れ婆木の實草の實、天地のなしのまにく、朝夕を安く過せり、
しかれども人の人として、臣として君よまつるひ、子とし親
にいつかへ、妻としてに夫に隨ひ、弟としては兄をうやまふ、
天地の道をたどるを、物皆の道し走らね、婆、親子のわかちも
忘れ、兄弟の差も知らず、己がし、食争へり、こゝをしも思ひ
顧み、ろこをしも思ひ定めて、わくらひ人おとほる身そ、いさ
子等心勤めて、道しらぬ物に劣ると、言るゝなゆめ、
天地の道おやまらす踏ゆきて

物おまされる人とおかれ人

日本學
第七卷
第七號

●大日本帝國憲法 ●日本文學 ●刑法 木村正辭 ●歷朝世數を一定すへきの論 栗田寛 ●日本上古の政体 文學士有賀長雄 ●雜報 ●憲法發布の大典 ●皇族列次 ●大御代賀 ●學術講談會 ●官立學校授業料の改正 ●保守新論並日本 ●寄書 ●柔術及其起源 文學士嘉納治五郎 ●和歌 在文科大學東寧漁史 ●文苑 ●歌五首 ●附錄 ●神武天皇紀講義筆記 故久保季茲

和歌和文募集廣告

和歌和文兼題 ○新宮 ○憲法 料紙ハ半紙
最も畏く最も尊き吾が天皇陛下の本年一月十一日の良辰を以て千代田の新宮へ遷御あらせられ同じ二月十一日の佳節を卜して欽定の憲法を發布あらばされたり此二大盛事は吾々臣民の身に及びて實小千載の一遇万世の紀念と感激不堪へざる餘り永く子孫をして今日の狀況を明知せしめぬ爲め前記兩題に據りて廣く全國同志諸君の歌文を請募し一卷の書となさんと欲す然れども一已の資力を以てするものと能ざるにや

り左の方法を定め以て其書を出詠の諸君小頒贈せんとす請ふ玉詠と刊資とを各まざらんことを

刊行方法

●一長短歌及文章共一名小付一題二以上を登録すべし(但語法添削をなすべし) ●一出詠者は草稿を寄すると共に刊行費を寄せらるべし ●其費額は短一首小付金十五錢二首以上一首毎小付金十二錢を加ふ ●長歌一首小付金廿五錢(但し五百字以内) ●一首毎小付金十五錢 ●一首以上一首毎小付金廿五錢 ●金廿錢を加ふ ●文章之長歌小準す ●一出詠期限は本年五月卅一日限り ●切の事 ●印刷着手は本年六月十五日 ●盛事 ●一冊子の題して紀念 ●千代田の春 ●といふ江戸川半紙を用て美削及び撰定は之を鈴木重嶺翁及其他専門の大家小囑托す

玉詠届所 東京本郷區本郷 主唱者 梁川保嘉
同 五丁目廿五番地
同上 同區本郷四丁目五十三番地 會通雜誌社

- {員成贊}
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鈴木重嶺君 | 井上賴國君 | 吉岡德明君 |
| 大畑弘國君 | 阪正臣君 | 羽倉光表君 |
| 佐々豊水君 | 淺井清長君 | |

豫約出版廣告
通俗憲法要解 定價 價金六十錢 遞送費五錢
豫約正價 卅五錢

本書ハ今般發布ノ大日本帝國憲法ヲ平易ニ解釋セシモテ一讀以テ其要領ヲ了得
スベキ良書ナリ廣シ豫約ノ求ニ應ジ出版セントス豫約セント欲スル諸君ハ左ノ通り
承知ノ上速ニ申込ミアリタシ
○豫約期限ハ本年五月十日限トス期日迄ニ端書ニテ申込ムベシ○豫約代金ハ本年
五月三十日限リ送金ノヲ○制本ハ本年六月一日ヨリ着手送金順序ニ依リ遞送ス○
送金ナキハ解約ト見做ス

豫約申込所

東京日本橋區村
松町十三番地

をしへ發行所

○本誌ハ毎月十五日を以て發兌す○本誌一部定價金四錢○十部前金三十五錢○二十
部前金六十錢○全國無遞送料○郵便切手代用一割増○爲替ハ東京兩國郵便支局宛振
込の事但し小爲替受取人記名ハ東京日本橋區村松町十三番地 をしへ發行所と記入
の事
○廣告料ハ五号文字一行十五字詰金三錢但し前金拂ひの事

明治二十二年三月十四日印刷
同年同月十五日出版

發行兼	東京日本橋區村松町十三番地
編輯人	中 根 郁
印刷人	同 同區橋町四丁目十八番地 柳 瀨 喜 兵 衛
發行所	同 同區村松町十三番地 をしへ發行所

013887-000-1

特17-436

をしへ 第1輯

中根 郁 / 編

M22

ABB-0112

